

○久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例

平成22年3月23日

条例第139号

改正 平成24年3月23日条例第12号

平成25年3月26日条例第13号

平成26年9月30日条例第14号

平成30年3月9日条例第6号

平成30年10月1日条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障害者に対し、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例施行規則（平成22年久喜市規則第121号）に定める社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）又は他の法令に基づく医療の給付に係る一部負担金等について助成金を支給することを定め、もって重度心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障害者」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める1級、2級又は3級の障害を有するもの
- (2) 埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に規定する療育手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者で、同要綱第3条第2項に定める「(A)」、「A」又は「B」の障害を有するもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (4) 65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）別表で定める程度の障害の状態にある旨の埼玉県後期高齢者医療広域

連合の認定を受けているもの

(5) 75歳以上の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にある旨の久喜市長の認定を受けているもの

2 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法をいう。

3 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額、法令又はそれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

(対象者)

第3条 この条例による医療費助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）又は被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有するもの

(2) 市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等（共同生活援助を行う住居を含む。以下同じ。）、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所し、入院し、又は入居している者

(3) 市長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(4) 市長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等に入所又は指定医療機関に入院を委託している者

(5) 市長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者

(6) 市長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、本市の区域外に設置されてい

る障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者

(7) 埼玉県から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所し、又は入院している者（次に掲げる者に限る。）

ア 当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有するもの

イ 障害児入所給付費の支給を受けている保護者が住所を有しない場合又は明らかでない場合において、保護者の現在地が本市内にあるもの

(8) 埼玉県から児童福祉法第24条の24第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所し、又は入院している者（次に掲げる者に限る。）

ア 当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であった者（以下「保護者であった者」という。）が本市内に住所を有していたもの

イ 保護者であった者がいない場合、保護者であった者が住所を有しない場合又は保護者であった者の住所が明らかでない場合において、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日に本市内にあったもの

(9) 国民健康保険法第116条の2の規定により、市の区域内に住所を有するとみなされる者

(10) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本市内に住所を有していたもの

(11) 高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、市の区域内に住所を有するとみなされていたもの

(12) その他市長が特に必要があると認めた者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象としない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている

者

(4) 重度心身障害者となった年齢が65歳以上の者。ただし、前条第1項第4号又は第5号に規定する重度心身障害者であって、65歳に達する日の前日までに高齢者の医療の確保に関する法律施行令別表で定める程度の障害の状態にあり、その旨の久喜市長の認定を受けた場合はこの限りでない。

(5) 他の市町村（特別区を含む。）が実施する医療費の助成事業により、この条例による医療費助成金に相当する給付を受けることができる者

（医療費助成金）

第4条 市長は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）の額に食事療養標準負担額の2分の1又は生活療養標準負担額のうち食事療養標準負担額に相当する額の2分の1を加算した額について、対象者への助成金の支給（以下「医療費助成」という。）を行う。ただし、税の未申告その他の受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につき助成金の対象としない。

（所得の制限等）

第5条 前条の規定にかかわらず、対象者の前年（1月から9月までの間に対象者となる手続が行われる場合は前々年）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、その年の10月から翌年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る医療費助成は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅若しくは家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法その他の規定による医療給付に係る医療費助成については、前項の規定を適用しない。

（受給資格の登録）

第6条 医療費助成を受けようとする対象者は、規則で定める申請書を市長に提出し、登録を受けるものとする。

2 市長は、前項の申請に基づき、第3条に定める対象者と認定したときは、当該対象者を

受給資格登録者として登録するものとする。

- 3 市長は、受給者として登録しないときは、規則に定めるところにより申請者に通知するものとする。

(受給者証の交付)

第7条 市長は、受給資格登録者のうち第4条第1項及び第5条第2項の規定により医療費助成を受けることができるもの（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

- 2 市長は、第5条第1項の規定により医療費助成を行わないときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(受給者証の提示)

第8条 受給者は、医療機関等において医療を受けようとする場合は、被保険者証、組合員証又は加入者証の提出とともに受給者証を提示しなければならない。

(支給の方法)

第9条 医療費助成金の支給は、受給者又はその保護者（受給者を現に監護するものとして登録されたものをいう。）の請求に基づき行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、受給者が、市長の指定する医療機関等で医療を受けた場合には、一部負担金等を代わって当該医療機関等に支払うことができる。
- 3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対し医療費助成金の支給があったものとみなす。
- 4 市長は、第2項の規定により指定医療機関等に支払うべき額の審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金埼玉支部、埼玉県国民健康保険団体連合会等に委託することができる。

(届出の義務)

第10条 受給資格登録者は、その資格を喪失したとき、又は登録事項に変更があったときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 受給者は、規則の定めるところにより所得の状況について市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第11条 医療費助成金の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、医療給付が第三者の行為によるものであり、かつ、その者から受給者が

損害賠償を受けたときは、その限度において、医療費助成金の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した医療費助成金の額に相当する額を返還させることができる。

(支給金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により支給を受けた者があるとき、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年3月23日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、平成22年4月1日以後に受ける医療に係る医療費助成金の支給について適用し、平成22年3月31日以前に受けた医療に係る医療費助成金の支給については、なお合併前の久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和58年久喜市条例第3号）、菖蒲町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年菖蒲町条例第15号）、栗橋町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年栗橋町条例第23号）又は鷺宮町重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和50年鷺宮町条例第47号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の例による。

3 この条例の施行の日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年3月23日条例第12号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者は、改正後の第3条に規定する対象者でなくなった場合であっても、この条例の施行の日に入所している施設等を退所するまでは、同条に規定する対象者とみなす。

附 則（平成25年3月26日条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号アの改正規

定（「又は共同生活介護」を削る部分に限る。）、同号イ及びエの改正規定並びに同項第3号及び第5号の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月30日条例第14号）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第2項第3号の改正規定 平成26年10月1日

(2) 第8条第4項の改正規定 公布の日

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項第4号の規定は、この条例施行の際現にこの条例による改正前の第2条第1項に規定する重度心身障害者である者については、適用しない。

附 則（平成30年3月9日条例第6号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月1日条例第31号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者に対する所得の状況の届出については、平成34年8月31日までの間は、この条例による改正後の久喜市重度心身障害者医療費支給に関する条例（次項において「新条例」という。）第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者に対する所得の制限等及び受給者証の交付については、平成34年9月30日までの間は、新条例第5条及び第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。